明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府四）　一

〔省　令〕

○電子公告に関する登記事項を定める省令の一部を改正する省令（法務四）　一

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（法務五九）　二

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同六〇～六三）　三

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同六四、六五）　三

○食糧援助に関する日本国政府とサントメ・プリンシペ民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二九）　三

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（厚生労働二〇）　四

○食品衛生法に基づく登録検査機関の主たる事務所の所在地の変更の件（同二一）　四

○豊川用水二期事業に関する事業実施計画の変更を認可した件（厚生労働・農林水産・経済産業一）　四

○租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件（農林水産二五七）　四

○保安林の指定をする件（同二五八～二六四）　四

○保安林の指定を解除する件（同二六五～二七五）　四

○保安林の指定施業要件を変更する件（同二七六～二八五）　四

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（国土交通二七五）　五

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同二七六、二七七）　五

○道路に関する件（関東地方整備局一三、一四）　五

○道路に関する件（近畿地方整備局九、一一）　六

○自動車専用道路に関する件（同一〇）　六

〔国会事項〕

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（関東経済産業局）　六

〔人事異動〕

人事院　宮内庁　財務省　六

〔皇室事項〕　六

〔官庁報告〕

諸事項　六

〔公　告〕

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　七

会社その他　二九

府令

○内閣府令第四号

保険業法（平成七年法律第百五号）、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）及び公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の規定に基づき、保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年二月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令

次に掲げる府令の規定中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

一　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第十四条の七　八

二　金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）第二十六条　八

三　公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第八十一号）第四十六条　八

附　則

この府令は、平成二十八年三月一日から施行する。　九

省令

○法務省令第四号

組合等登記令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第四百十五号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、電子公告に関する登記事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月二日

法務大臣　岩城　光英

電子公告に関する登記事項を定める省令の一部を改正する省令

電子公告に関する登記事項を定める省令（平成十八年法務省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第六号中「監査法人」を「外国法事務弁護士法人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年三月一日から施行する。　九